

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第十五条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条・第二条)
第二章	国外送金等に係る告知書及び調書の提出等(第三条・第四条)
第二章の二	国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等(第四条の二・第四条の三)
第二章の三	国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等(第四条の四・第四条の五)
第三章	国外財産に係る調書の提出等(第五条・第六条)
第三章の二	財産債務に係る調書の提出等(第六条の二・第六条の三)
第四章	雑則(第七条・第八条)
第五章	罰則(第九条―第十一条)
	附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所(国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。)に本人の名義で開設され、又は設定されている預金若しくは貯金の口座又は勘定で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この号、第十三号及び第二十号において同じ。)及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては

目次

第一章	同上
第二章	同上
第二章の二	国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等(第四条の二・第四条の三)
第三章	同上
第三章の二	同上
第四章	同上
第五章	同上
	附則

(定義)

第二条 同上

一 五 同 上

六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所(国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。)に本人の名義で開設され、又は設定されている預金若しくは貯金の口座又は勘定で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この号及び第十三号において同じ。)及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は

、氏名又は名称及び住所。第十三号及び第二十号において同じ。）を
確認しているものをいう。

七十三 省 略

十四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律（平成二十一年
法律第五十九号）第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者
（国外において当該電子決済手段等取引業者と同種類の業務を行う者
及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者
とみなされる者を含む。）をいう。

十五 電子決済手段 資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電
子決済手段をいう。

十六 国内電子決済手段勘定 電子決済手段等取引業者の営業所等に設
定される電子決済手段の管理に係る勘定をいう。

十七 国外電子決済手段勘定 電子決済手段等取引業者の営業所、事務
所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に設定され
る国内電子決済手段勘定に類する勘定をいう。

十八 国外電子決済手段移転 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に
基づいて行う国内電子決済手段勘定から国外電子決済手段勘定への電
子決済手段の移転をいう。

十九 国外電子決済手段受入れ 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼
に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への
電子決済手段の受入れをいう。

二十 本人電子決済手段勘定 本人の名義で設定されている国内電子決
済手段勘定で、その国内電子決済手段勘定を設定されている電子決済
手段等取引業者の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本
人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を確認しているも
のをいう。

二十一 省 略

二十二 省 略

二十三 省 略

二十四 省 略

二十五 省 略

（国外送金等をする者の告知書の提出等）

名称及び住所。第十三号において同じ。）を確認しているものをいう。

七十三 同 上

十四 同 上

十五 同 上

十六 同 上

十七 同 上

十八 同 上

（国外送金等をする者の告知書の提出等）

第三条

国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる法人、銀行、金融商品取引業者その他の政令で定めるもの（次条第一項において「公共法人等」という。）を除く。）は、その国外送金又は国外からの送金等の受領（以下「国外送金等」という。）がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引又は買取り（前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。）に係る金融機関の営業所等（以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。）の長に対し（当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長（以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。）を経由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に対し）提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等の長（取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を経由して当該告知書の提出をする場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長。以下この項において同じ。）にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条第七項及び第七条第一項において同じ。）であって財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第四条の二第一項及び第四条の四第一項において同じ。）を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下第四条の五第一項までにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者その他の政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項

第三条

国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる法人、銀行、金融商品取引業者その他の政令で定めるもの（次条第一項において「公共法人等」という。）を除く。）は、その国外送金又は国外からの送金等の受領（以下「国外送金等」という。）がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引又は買取り（前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。）に係る金融機関の営業所等（以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。）の長に対し（当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長（以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。）を経由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に対し）提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等の長（取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を経由して当該告知書の提出をする場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長。以下この項において同じ。）にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条第七項及び第七条第一項において同じ。）であって財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第四条の二第一項において同じ。）を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項から第四条の三第一項までにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者その他の政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項及び第

、第四条の二第一項及び第四条の四第一項において同じ。）を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

一・二 省略

2 3 4 省略

(国外送金等調書の提出)

第四条 省略

2 省略

3 国外送金等調書を提出すべき金融機関（前項の規定に該当する者を除く。）は、その者が提出すべき国外送金等調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該国外送金等調書の提出に代えることができる。

4 国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより所轄の税務署長（第一項に規定する税務署長をいう。）の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

5・6 省略

第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

(国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出等)

第四条の四 電子決済手段等取引業者の営業所等の長にその有する電子決済手段の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条

第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れ（以下「国外電子決済手段移転等」という。）がそれぞれ特定移転又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の

四条の二第一項において同じ。）を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

一・二 同上

2 3 4 同上

(国外送金等調書の提出)

第四条 同上

2 同上

3 国外送金等調書を提出すべき金融機関（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合又は当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき国外送金等調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該国外送金等調書の提出に代えることができる。

4 国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

5・6 同上

財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外電子決済手段移転等の依頼をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする電子決済手段等取引業者の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2| 前項に規定する特定移転とは第一号に掲げる国外電子決済手段移転をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外電子決済手段受入れをいう。

1| その国外電子決済手段移転を依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされている電子決済手段についてされる国外電子決済手段移転
2| その国外電子決済手段受入れを依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされることとなる電子決済手段についてされる国外電子決済手段受入れ

3| 第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外電子決済手段移転等調書の提出)

第四条の五 電子決済手段等取引業者は、その顧客（別表法人等を除く。

以下この項において同じ。）からの依頼により国外電子決済手段移転等（その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額が政令で定める金額以下のものを除く。）をしたときは、その国外電子決済手段移転等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下「国外電子決済手段移転等調書」という。）を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2| 第四条第二項から第五項までの規定は、国外電子決済手段移転等調書を提出すべき電子決済手段等取引業者について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(当該職員の問題検査権等)

第七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調査、国外証券移管等調査又は国外電子決済手段移転等調査の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該国外送金等調査、国外証券移管等調査若しくは国外電子決済手段移転等調査を提出する義務がある者(当該国外送金等調査に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。)に質問し、その者の国外送金等に係る為替取引、国外証券移管等若しくは国外電子決済手段移転等に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九条第四号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2 省 略

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調査、国外証券移管等調査、国外電子決済手段移転等調査、国外財産調査又は財産債務調査の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

4 5 6 省 略

(罰則)

第九条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等の長に提出したとき、第四条の二第一項の告知書を国外証券移管等の依頼の際に金融商品取引業者等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして金融商品取引業者等の営業所等の長に提出したとき、又は第四条の四第一項の告知書を国外電子決済手段移転等の依頼の際に電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして電子決済手段等取引業

(当該職員の問題検査権等)

第七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調査又は国外証券移管等調査の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該国外送金等調査若しくは国外証券移管等調査を提出する義務がある者(当該国外送金等調査に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。)に質問し、その者の国外送金等に係る為替取引若しくは国外証券移管等に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九条第四号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2 同 上

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調査、国外証券移管等調査、国外財産調査又は財産債務調査の提出に關する調査に關して必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

4 5 6 同 上

(罰則)

第九条 同 上

一 第三条第一項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等の長に提出したとき又は第四条の二第一項の告知書を国外証券移管等の依頼の際に金融商品取引業者等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして金融商品取引業者等の営業所等の長に提出したとき。

者の営業所等の長に提出したとき。

二 国外送金等調書、国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は国外送金等調書、国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出したとき。

三・四 省略

第十条 国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかったときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

二 国外送金等調書若しくは国外証券移管等調書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は国外送金等調書若しくは国外証券移管等調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出したとき。

三・四 同上

第十条 国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。